

3月号 ごあいさつ

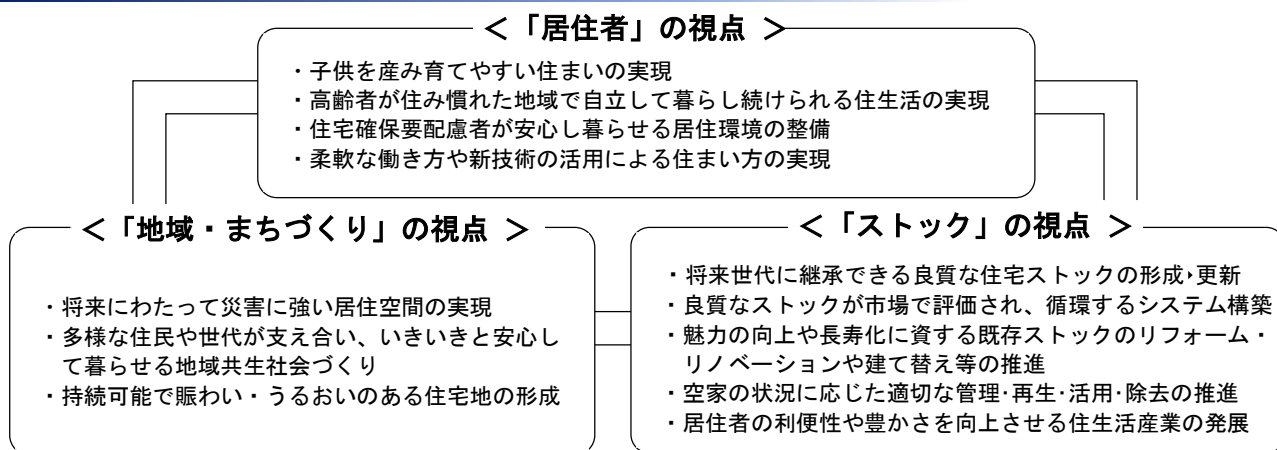
2021年度 住宅法制度改正を読み解く！！

コロナ禍の中の住宅取得支援策

株式会社 山西 あすなる会顧問
代表取締役社長 西垣 洋一

住宅政策の方向性を定める「住生活基本計画」の見直しも進み、2020年11月の中間とりまとめにおいて、住宅政策の課題を「居住者」「地域・まちづくり」「ストック」の3つの視点から今後の方向性が示されました。他方コロナ禍の中、政府は持続化給付金の支給など各種の給付金や融資を展開し、住宅市場に向けても各種の住宅取得支援策が用意されています。

住生活基本計画 見直しの3つの視点



住宅取得 4つの支援策

- 1 住宅ローン減税・・・住宅ローン減税の控除期間が13年間（期限延長）
- 2 すまいの給付金・・・収入に応じて最大50万円を給付
- 3 住宅取得のための資金に係る贈与税非課税措置・・・贈与税非課税枠は最大1,500万円
- 4 グリーン住宅ポイント制度の創設・・・新築最大40万円、リフォーム最大30万円相当

コロナ禍により社会・経済状況が厳しさを増す中、住生活基本計画で示された家づくりの方向を的確に掴み、政府の住宅取得支援策を最大限に活用し、受注を獲得することが大切です。

（株）山西 住宅取得支援サポート

あすなる会の皆様のサポートの一環として、平成22年に住宅版エコポイントが創設されて以来、復興支援・住宅エコポイント、省エネ住宅ポイント、次世代住宅ポイントの施策に、愛知・岐阜・三重の3県、10営業拠点にて申請窓口を開設、多くの実績を積み上げています。3月29日より始まる高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対する支援制度・グリーン住宅ポイント制度においても、体制を強化して取り組んで参りますので、ご活用して頂きたいと思っております。

又、平成27年度より始まった地域型住宅グリーン化事業（地域における木造住宅の関連事業者が「グループ」をつくり、省エネルギー性能や耐久性に優れた木造住宅・木造建築物の整備及び木造住宅の省エネ改修を促進し、これと併せて行う三世帯同居への対応等）に対しての支援事業においても、あすなる会の皆様をはじめとする地域の皆様とグループ「あすなる住まい創りの会 東海」を立ち上げ、国土交通省の採択を得、事務局として会に参画して頂いている工務店様で住宅を建てられたお施主様の補助金支給のサポートを図っています。

今後も様々なサポート体制を構築し、皆様の受注支援を図って参りますので、変わらぬご愛顧の程お願い致します。

2021年3月吉日